

議会運営委員会 H27.3.5(木)

- ① 開 会 10:00 休 憩 10:07
② 再 開 11:14 散 会 11:21

1. 決議案について

(1) 決議案について

- 理事会における申し合わせのとおり、「佐賀県の原子力行政に関する決議(案)」は資料1～1-3のとおりとし、提出者は全議員となることが申し合わされた。

(2) 決議案の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、明日(3月6日)上程し、その際の提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、採決することが申し合わされた。

2. 佐賀県議会委員会条例の改正について

(1) 委員会条例の一部改正(案)について

- 理事会における申し合わせのとおり、資料2、2-2のとおり改正することが申し合わされた。

(2) 委員会条例の一部改正(案)の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、自由民主党、県民ネットワーク、公明党、自民党・鄙の会、一真の会の各議員が提出者となり、本日(3月5日)の委員長報告後に上程し、提出者説明を行い、明日、質疑、委員会付託、討論、採決を行うことが申し合わされた。

(3) 提出者説明について

- 理事会における申し合わせのとおり、省略することが申し合わされた。

(4) 質疑について

- 質疑者については、理事会における申し合わせのとおり、質疑を希望する議員と申し合わされた。

- 発言通告書の提出期限については、理事会における申し合わせのとおり、本日の午後3時と申し合わされた。

- 質疑者が複数の場合の質疑順序は、理事会における申し合わせのとおり、通告順と申し合わされた。

(5) 委員会付託について

- 理事会における申し合わせのとおり、省略することが申し合わされた。

3. 佐賀県議会会議規則の改正について

(1) 議会会議規則の一部改正（案）について

- 理事会における申し合わせのとおり、資料3～3-6のとおり改正することが申し合わされた。

(2) 議会会議規則の一部改正（案）の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、自由民主党、県民ネットワーク、公明党、自民党・鄙の会、一真の会の各議員が提出者となり、本日の委員長報告後に上程し、提出者説明を行い、明日、質疑、委員会付託、討論、採決を行うことが申し合わされた。

(3) 提出者説明について

- 理事会における申し合わせのとおり、省略することが申し合わされた。

(4) 質疑について

- 質疑者については、理事会における申し合わせのとおり、質疑を希望する全議員と申し合わされた。

- 発言通告書の提出期限については、理事会における申し合わせのとおり、本日の午後3時と申し合わされた。

- 質疑者が複数の場合の質疑順序は、理事会における申し合わせのとおり、通告順と申し合わされた。

(5) 委員会付託について

- 理事会における申し合わせのとおり、省略することが申し合わされた。

4. 追加議案について

- 統括本部長から、「地方税法の改正案が2月17日に閣議決定し、国会へ提出されたが、法人事業税の外形標準課税の拡大など8項目の施行日が平成27年4月1日及び5月29日とされているため、佐賀県税条例の一部を改正する条例(案)を、本日追加提案させていただきたい。議案書は、この議会運営委員会終了後、配付させていただきたい。」と発言された。

- 統括本部長の発言を受けて、指山清範委員から「議案の取扱いは、従来どおり、議会運営委員会理事会において協議し、協議が整い次第、議会運営委員会で諮っていただきたい。」と発言され、追加議案の取扱いについて、議会運営委員会理事会で協議することが申し合わされた。

ここで、暫時休憩し、追加議案の取扱いを協議する理事会開催後、再開された。

5. 追加議案の取扱いについて

(1) 上程時期について

- 理事会における申し合わせのとおり、本日の委員長報告後に上程し、明日、質疑、委員会付託、討論、採決を行うことが申し合わされた。

(2) 提出者説明について

- 理事会における申し合わせのとおり、省略することが申し合わされた。

(3) 質疑について

- 質疑者については、理事会における申し合わせのとおり、質疑を希望する全議員と申し合わされた。

- 発言通告書の提出期限については、理事会における申し合わせのとおり、本日の午後3時と申し合わされた。

- 質疑者が複数の場合の質疑順序は、理事会における申し合わせのとおり、通告順と申し合わされた。

(4) 委員会付託について

- 理事会における申し合わせのとおり、省略することが申し合わされた。

6. 委員長報告の順序について

- 「総務」「文教厚生」「産業」「県土整備」の各常任委員会、「原子力安全対策等特別委員会」の順と申し合わされた。

7. 意見書案の調整状況について

- 指山清範委員が調整中と報告された。

8. 議事等について

(1) 議事日程の変更について

- 理事会における申し合わせのとおり、資料4のとおり変更し、本日の本会議冒頭に議事日程変更のための議決を行うことが確認された。

(2) 議案修正の有無について

- 本日上程される議第1号議案、議第2号議案及び乙第35号議案を除いた議案について、各会派修正なしと報告された。

(3) 議案の討論の有無について

- 本日上程される議第1号議案、議第2号議案及び乙第35号議案を除いた議案について、自由民主党及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は日本共産党が討論ありと報告された。

9. 本日（3月5日）の会議の順序について

- 事務局から、資料5のとおり説明された。

10. 次回議会運営委員会等の開催日時について

- 最終日（3月6日）の議会運営委員会の開催時間は午前10時、本会議の開議時間は午前11時目途と申し合わされた。

1 1. その他

- 本日の本会議の開議時間は、午前11時40分目途と申し合わされた。

1 2. 執行部発言の[○]有無

- 統括本部長から、「3月6日の本会議終了後、佐賀県議会議員として在職15年以上にわたり、県政の進展に寄与された議員に対し、知事より感謝状の贈呈を行いたい。」との発言があり、感謝状の贈呈が行われることが確認された。

決第 号

佐賀県の原子力行政に関する決議（案）

佐賀県議会では、東京電力福島第一原子力発電所の未曾有の大事故の発生を受け、平成23年5月、「原子力安全・防災対策、エネルギー対策の諸問題」の議論を行うため、「原子力安全対策等特別委員会」を設置し、今日までの4年間の長きにわたり、実質審議12回、参考人招致13回、視察3回等延べ33回、委員会を開催し、審議を重ねてきた。

まず、平成23年7月に露見した、いわゆる「やらせメール問題」や「プルサーマル公開討論会をめぐる問題」について、県議会の所見を申し上げる。

これらの問題は、県政の混乱を招くとともに多くの県民に不安や不信感を抱かせたことは否めず、また、県議会としても、本来審議すべき課題とかけ離れた問題の解明に向け、多くの時間と労力をかけて審議を続けざるを得なかったことは、大変遺憾なことであり、残念としか言いようがない。

県議会としては、「やらせメール問題」が、当時の古川康知事の軽率な発言と行動がその発端であると断定するとともに、こうした行動の要因として、古川前知事をはじめとする県執行部がこれまでの原子力行政において、事業者である九州電力と馴れ合いというべき関係があったことが、大きな要因であったと改めて指摘する。

古川前知事は、自らの発言・行動と、「やらせメール」との直接的な関連は否定したものの、そういう疑問を提起されても、仕方がないものであったこと、そしてそういう指摘を今も受け続けていることは、自らの不徳のいたすところであり、県議会からの指摘を受け、深く反省し、真摯に受け止めていると述べている。加えて、県と九州電力との関係についても、距離の取り方に問題があったとし、今後、きちんとした距離感、緊張感を保ち、県民から見て、安心、信頼できる関係にしていくとも述べ、県議会や県民に対し、謝罪を行っているものの、議員からの再三の指摘や委員会の文書指摘にもかかわらず、自らの責任を認めようとはしなかったことは、県民や県議会を軽視するものであり、大変遺憾なことである。

次に、九州電力が、玄海原子力発電所3号機、4号機について新規制基準の適合性審査の申請を行ったことを受け、県議会では、新規制基準の概要や申請内容、再稼働までのプロセス等について、当事者である九州電力、原子力規制庁、資源エネルギー庁及び原子力の専門家を参考人招致し、それぞれの立場の方から幅広い意見を伺い、議論を積み重ねてきた。また、同時に県執行部に対しても、新規制基準の適合性審査への県としての対応状況や原子力防災計画の概要等について、厳しく問い質すとともに、玄海原子力発電所の現地視察や、再稼働の手続きが先行している川内原子力発電所の現地視察、鹿児島県の対応状況等の調査も精力的に実施したところである。

これらの審議を通して、県民が抱かれている玄海原子力発電所に対する疑問や懸念、安全に対する具体的な取組状況が明らかになり、現状の課題や理解を深めることとなったところである。

については、約4年間の審議を踏まえた県議会の総意として、玄海原子力発電所の再稼働等の検討に当たり、知事に下記の点について申し入れる。

記

- 1 知事は、本県の原子力行政の実施に当たり、問題の重要性から原発立地県の知事として、自らの立場の重みを十分自覚し、前知事時代の経緯と教訓を踏まえ、二度と「やらせメール問題」のように県政を混乱させ、県議会や県民の信頼を損ねることがないように熟慮した責任ある発言や行動を心掛けること。
- 1 県議会がこの一連の問題の要因と指摘した九州電力との在り方については、県民の目線に立った透明性や緊張感のある関係に改めること。
- 1 玄海原子力発電所の再稼働の可否等の検討に当たっては、県民の安全と安心を大前提に考え、関係者と幅広い議論を行うとともに、県民に対しては、情報提供や丁寧な説明を行うこと。

- 1 避難計画は県民の安全・安心の確保を前提に、実効性ある避難計画の立案・策定を行うこと。
- 1 県内の全市町が九州電力と安全協定を締結できるよう関係者の支援を行うこと。
- 1 国に対し、原子力規制委員会による新規制基準に基づく審査を厳正に行い、その結果についての説明責任を十分果たすとともに、新規制基準適合の後は、国が原子力発電所の安全性確認の上、その責任を持つよう、また、原子力災害対策及び避難計画を含む地域防災計画の策定についても、積極的に関与するよう、働きかけること。

最後に、これから原子力発電所のことを議論するとき、我々は福島第一原子力発電所の事故のことを決して忘れてはならない。慣れ親しんだふるさとを追われ、いとおしい家族と離れて暮らさなければならぬこうした重大事故が再び起こらないよう、今後の議論にあたっては、いかなる事情があろうとも、県民の安全性を最優先させ、疑問や不安、懸念を解消すべく、真摯に行っていくことが、我々議員の共通の認識であることをここに改めて確認し、県議会の総括とする。

以上、決議する。

平成 年 月 日

佐賀県議会

以上、決議案を提出する。

平成 年 月 日

議第 号議案

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

佐賀県議会委員会条例（昭和31年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。</p> <p>2 略</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p> <p>(説明の要求)</p> <p>第17条 委員会は、審査又は調査のため知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。</p>	<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p><u>2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p> <p>(説明の要求)</p> <p>第17条 委員会は、審査又は調査のため知事、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

1. この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合には、その教育委員会の委員としての任期中に限り、この条例による改正前の佐賀県議会委員会条例第17条の規定は、なおその効力を有する。

理 由

特別委員の在任期間について、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任すること等とするため、佐賀県議会委員会条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

平成 年 月 日 提出

提出者 別 紙

議第 号議案

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県議会会議規則（昭和32年佐賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p><u>第10章 秘密会（第92条—第93条）</u></p> <p>第92条（指定者以外の退場）</p> <p>第93条（秘密の保持）</p> <p><u>第11章 辞職及び資格の決定（第94条—第99条）</u></p> <p>第94条（議長および副議長の辞職）</p> <p>第95条（議員の辞職）</p> <p>第96条（資格決定の要求）</p> <p>第97条（資格決定の審査）</p> <p>第98条（審査の対象となった議員の弁明）</p> <p>第99条（決定の通知）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p><u>第10章 公聴会及び参考人（第92条—第99条）</u></p> <p>第92条（公聴会開催の手續）</p> <p>第93条（意見を述べようとする者の申出）</p> <p>第94条（公述人の決定）</p> <p>第95条（公述人の発言）</p> <p>第96条（公述人に対する議長の指示）</p> <p>第97条（委員と公述人の質疑）</p> <p>第98条（代理人又は文書による意見の陳述）</p> <p>第99条（参考人）</p> <p><u>第11章 秘密会（第100条—第101条）</u></p> <p>第100条（指定者以外の退場）</p> <p>第101条（秘密の保持）</p> <p><u>第12章 辞職及び資格の決定（第102条—第107条）</u></p> <p>第102条（議長および副議長の辞職）</p> <p>第103条（議員の辞職）</p> <p>第104条（資格決定の要求）</p> <p>第105条（資格決定の審査）</p> <p>第106条（審査の対象となった議員の弁明）</p> <p>第107条（決定の通知）</p>

資料
No. 3

改正前	改正後
<p>第12章 紀律 (第100条—第107条)</p> <p>第100条 (品位の尊重)</p> <p>第101条 (携帯品)</p> <p>第102条 (議事妨害の禁止)</p> <p>第103条 (離席)</p> <p>第104条 (禁煙)</p> <p>第105条 (新聞等の閲読禁止)</p> <p>第106条 (許可のない登壇の禁止)</p> <p>第107条 (制止槌)</p> <p>第13章 懲罰 (第108条—第115条)</p> <p>第108条 (懲罰動議の提出)</p> <p>第109条 (代理弁明)</p> <p>第110条 (戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第111条 (出席停止の期間)</p> <p>第112条 (出席停止期間中出席したときの措置)</p> <p>第113条 (除名が成立しないときの措置)</p> <p>第114条 (懲罰の宣告)</p> <p>第115条 (懲罰動議の審査)</p> <p>第14章 会議録 (第116条—第119条)</p> <p>第116条 (会議録の記載事項)</p> <p>第117条 (会議録の配布)</p> <p>第118条 (会議録に掲載しない事項)</p> <p>第119条 (会議録署名者)</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場 (第120条)</p>	<p>第13章 紀律 (第108条—第115条)</p> <p>第108条 (品位の尊重)</p> <p>第109条 (携帯品)</p> <p>第110条 (議事妨害の禁止)</p> <p>第111条 (離席)</p> <p>第112条 (禁煙)</p> <p>第113条 (新聞等の閲読禁止)</p> <p>第114条 (許可のない登壇の禁止)</p> <p>第115条 (制止槌)</p> <p>第14章 懲罰 (第116条—第123条)</p> <p>第116条 (懲罰動議の提出)</p> <p>第117条 (代理弁明)</p> <p>第118条 (戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第119条 (出席停止の期間)</p> <p>第120条 (出席停止期間中出席したときの措置)</p> <p>第121条 (除名が成立しないときの措置)</p> <p>第122条 (懲罰の宣告)</p> <p>第123条 (懲罰動議の審査)</p> <p>第15章 会議録 (第124条—第127条)</p> <p>第124条 (会議録の記載事項)</p> <p>第125条 (会議録の配布)</p> <p>第126条 (会議録に掲載しない事項)</p> <p>第127条 (会議録署名者)</p> <p>第16章 協議又は調整を行うための場 (第128条)</p>

改正前	改正後
<p>第120条 (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第16章 議員の派遣 (第121条)</p> <p>第121条 (議員の派遣)</p> <p>第17章 補則 (第122条)</p> <p>第122条 (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>付則</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、又は記名押印し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署し、又は記名押印して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p>第68条 略</p> <p>2 議会運営委員会が、<u>法第109条の2第4項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第91条 略</p>	<p>第128条 (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第17章 議員の派遣 (第129条)</p> <p>第129条 (議員の派遣)</p> <p>第18章 補則 (第130条)</p> <p>第130条 (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>付則</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、又は記名押印し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署し、又は記名押印して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p>第68条 略</p> <p>2 議会運営委員会が、<u>法第109条第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第91条 略</p> <p>第10章 公聴会及び参考人</p> <p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第92条 <u>会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u></p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第93条 <u>公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であら</u> <u>かじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければ</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>ならない。</u></p> <p><u>(公述人の決定)</u></p> <p><u>第94条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。</u></p> <p><u>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u></p> <p><u>(公述人の発言)</u></p> <p><u>第95条 議長は公述人の発言順序、発言時間その他必要な制限をもうけることができる。</u></p> <p><u>(公述人に対する議長の指示)</u></p> <p><u>第96条 公述人は全て議長の指示に従わなければならない。</u></p> <p><u>2 公述人が前項の指示に従わないときは、議長は発言を制止する等必要な措置をとることができる。</u></p> <p><u>(議員と公述人の質疑)</u></p> <p><u>第97条 議員は公述人に対し質疑をすることができる。</u></p> <p><u>2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。</u></p> <p><u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u></p> <p><u>第98条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(参考人)</u></p> <p><u>第99条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他</u></p>

改正前	改正後
<p>第10章 秘密会 第92条・第93条 略 第11章 辞職及び資格の決定 第94条～第99条 略 第12章 紀律 第100条～第107条 略 第13章 懲罰 第108条 略 2 前項の動議は懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第93条第2項</u>（秘密の保持）の違反にかか<u>るもの</u>についてはこの限りでない。 第109条～第115条 略 第14章 会議録 第116条～第119条 第15章 協議又は調整を行うための場 第120条 略 第16章 議員の派遣 第121条 略 第17章 補則 第122条 略 別表（<u>第120条</u>関係）</p>	<p><u>必要な事項を通知しなければならない。</u> 2 <u>参考人については、第95条（公述人の発言）、第96条（公述人に対する議長の指示）、第97条（議員と公述人の質疑）及び第98条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</u> 第11章 秘密会 第100条・第101条 略 第12章 辞職及び資格の決定 第102条～第107条 略 第13章 紀律 第108条～第115条 略 第14章 懲罰 第116条 略 2 前項の動議は懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第101条第2項</u>（秘密の保持）の違反に係<u>るもの</u>についてはこの限りでない。 第117条～第123条 略 第15章 会議録 第124条～第127条 略 第16章 協議又は調整を行うための場 第128条 略 第17章 議員の派遣 第129条 略 第18章 補則 第130条 略 別表（<u>第128条</u>関係）</p>

資料 No. 3-5

改正前	改正後
略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

公聴会の開催及び参考人招致について、本会議での実施を可能にすること等のため、佐賀県議会会議規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

平成 年 月 日 提出

提出者 別 紙

資料
No. 3-6

平成27年2月定例会 会期及び日程 (変更案)

日次	月 日	曜日	議 事 日 程	
			変 更 前	変 更 後
18	3月 5日	木	委員長報告	委員長報告、 議案上程、提出者説明 (議第1号議案、議第2号議案、 乙第35号議案)
19	6日	金	討論、採決、閉会	質疑、委員会付託、 常任委員会、委員長報告 (議第1号議案、議第2号議案、 乙第35号議案) 討論、採決、閉会

本日の会議の順序 (案)

1 開 議

2 会期日程変更

3 委員長報告

4 議第1号 県議会委員会条例の一部改正、及び、議第2号 県議会会議規則の一部改正

(1) 上 程

(2) 提出者説明

5 乙第35号 県税条例の一部改正

(1) 上 程

(2) 提出者説明

6 散 会